

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和4年5月31日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和4年5月16日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和4年3月24日午後0時53分頃、日立市□町□丁目□□番地先国道245号□町ガード下交差点において、市有車が日立市□□町□丁目□□番□-□□□号□□□□氏所有の自動車に衝突し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金88,920円